

鴨川市附属機関設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 12 月 19 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市規則第 35 号

鴨川市附属機関設置条例施行規則の一部を改正する規則

鴨川市附属機関設置条例施行規則（平成 31 年鴨川市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表鴨川市人・農地プラン検討会の項の次に次のように加える。

鴨川市観光振興検討委員会	建設経済部 商工観光課
--------------	-------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。